平成２９年（フ）第６８５号
大阪市大正区北恩加島１丁目８番２－254号
債務者　季節弁当五彩こと　大村　洋門
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２８号
大阪府守口市南寺方南通３丁目１番10号、前住所大阪府守口市南寺方南通１丁目10番４号
債務者　安武　ユカ
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目10番地５　ハイライズ内野306
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２号
埼玉県所沢市大字下安松883番地の１　サン・メゾン201
債務者　竹中　由香（旧姓高場）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６６号
埼玉県所沢市東所沢３丁目19番地の５　レオパレス寿111
債務者　長屋　　宏
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９号
埼玉県熊谷市新堀1263番地６
債務者　中山　節子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８号
山口県宇部市東小羽山町５丁目４番３－202号、従前の住所山口県宇部市大字船木219番地46
債務者　中野　元昭
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９０号
福島県河沼郡会津坂下町字古町川尻432番地２　ミドリホームズＢ－201、前住所福島県河沼郡会津坂下町字市中二番甲3592番地
債務者　髙久　　寿
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
愛知県東海市中央町６丁目87番地　レオパレス番水101号室
債務者　伊東　恵梨
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４号
岡山県倉敷市北畝６丁目11番53号、旧住所岡山県倉敷市北畝２丁目２番26号
債務者　松田　京子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋233番地　サンクレール田之上103号、住民票上の住所岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲住宅10棟204号
債務者　關藤　由真
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
岡山県倉敷市福島423番地１　プレジール万寿東205
債務者　大森　唯香
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
札幌市中央区大通東８丁目１番地84　コートロティ大通502号
債務者　成田　朋和
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５０号
札幌市中央区南６条西11丁目1284番地４　高砂サニーハイツ801号
債務者　三浦　宏哉
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５１号
札幌市西区福井５丁目17番１－301号
債務者　三浦　祐子（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９号
札幌市中央区南９条西３丁目１番11－303号
債務者　増田　英人
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４号
札幌市南区川沿15条２丁目１番16号　チェリーコーポ102号
債務者　尾﨑　保正
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部